

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-38	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1355-2	5039	エ-31	山林	0.06	スギ ヒノキ	73	令和5年11月1日	5年 令和10年10月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-39	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	449 450	5039	エ-52	田	0.02	スギ ヒノキ	47	令和5年11月1日	5年 令和10年10月31日	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、 経営管理実施権が設定され る場合は、経営管理実施権 者が提示した企画提案書に 基づいて、森林整備を行う ものとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視によ って判断できる限りで気 象害等の確認を行う。た だし、経営管理実施権が 設定される場合は、経営 管理実施権者が確認を行 うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討し た上で、水源涵養・山腹 崩壊等の災害リスクや生 物多様性に配慮しながら 実施するものとする。	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために 要した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果 生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、 経営管理実施権者が 経営管理実施権配分計 画に添付された利益の見 積額を甲に支払うもの とする。なお、木材の 販売収益から利用間伐 及び販売の経費(経費 の見積額)を控除した 額が経営管理実施権 配分計画に添付された 甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額と する。	乙から甲に対して、 金銭の支払いは行わ ない。 ただし、経営管理 実施権が設定された 場合は、木材の販売 収入額が確定後、 経営管理実施権者 から甲に対して速 やかに支払いを行う ものとする。	経営管理権の 設定区域は別 添付図面のと おり。			

